

喬木村商工業等物価高騰対策支援事業補助金申請受付について

I 補助金の概要

1 趣旨

昨今の原油・原材料価格の高騰や、コロナ禍の影響を受け、厳しい状況にある村内事業所等の支援を目的に、経営に影響を受けた事業所の燃料・原材料等の購入に対し、喬木村商工業等物価高騰対策支援事業補助金(以下「補助金」という。)を支給します。

2 補助額

従業員数（令和4年4月1日現在における雇用保険加入者）1名につき1万円

※補助金額は、一事業者あたり50万円を上限とする。

II 補助対象者

対象者は、村内に事業所を有する法人及び個人事業主で、令和4年1月から同年12月までの間のいずれかの月において、月の事業収入が前年同月比で10%以上20%未満減少し且つ、燃料・原材料費等の高騰の影響を受けた者。

III 申請手続き等

1 提出書類

- 喬木村商工業等物価高騰対策支援事業補助金交付申請書兼請求書
- 事業を営んでいることがわかる書類
- 前年の月間事業収入等がわかる書類
- 月の事業収入が減少している且つ、燃料・原材料費等が高騰していることが確認できる書類
- 従業員数を確認できる資料
- 振込口座の通帳等の写し
- 営業許可証等、営業実績の分かる書類

※営業実績の分かる書類は、法人事業概況説明書、確定申告等の写し

2 申請書類の入手方法

- 喬木村役場ホームページからダウンロード

※ダウンロードできない場合は、喬木村役場産業振興課商工観光係の受付窓

口までお越しく下さい。

3 受付期限

令和5年2月1日（水）まで

4 補助金に関する問い合わせ先

喬木村商工業等物価高騰対策支援事業補助金に関する問い合わせ

喬木村役場 産業振興課 商工観光係

電話番号：0265-33-5126（直通）

5 通知

審査の結果、補助金の支給が決定したときは、喬木村商工業等物価高騰対策支援事業補助金交付決定及び確定通知書（様式第2号）を発送します。また、補助金の不支給を決定したときも、後日、結果について郵送によりお知らせします。

6 支給

村において、申請書類等を受領後、内容を審査の上、申請内容が適正であると確認したときは、指定いただいた振込口座に補助金をお支払いします。

V その他

- 1 補助金支給の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、喬木村商工業等物価高騰対策支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、補助金の返還が生じる場合があります。
- 2 申請書類に記載された情報を正確に確認できない場合は、必要に応じて、関係機関への確認及び調査等することがあります。
- 3 「喬木村事業継続支援給付金」、「喬木村商工業等物価高騰対策支援事業」及び「喬木村商工業等経営支援事業」は重複して申請できません。